平成２３年（フ）第１１３４号
埼玉県和光市下新倉５丁目13番27号　サニーハイツサイトー103、旧住所東京都北区滝野川３丁目59番１―208号　チサンマンション滝野川
債務者　川合　克典
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５１号
さいたま市見沼区春野２丁目４番１―505号
債務者　久保田勝順
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５２号
埼玉県加須市久下４丁目12番地29
債務者　小澤　弘行
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５９号
埼玉県朝霞市三原１丁目17番10号　第２安住荘102
債務者　岩下　弘行
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７３号
埼玉県新座市野火止４丁目１番５―808号
債務者　生川　文一
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８１号
埼玉県桶川市大字上日出谷924番地の１　フラワーハイツ愛宕202号
債務者　松本久美子（旧姓田坂）
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９４号
埼玉県川口市芝西１丁目14番５号　第一大竹ハイツ202号、旧住所埼玉県川口市戸塚東１丁目20番１号　モンシェールメゾン102号
債務者　若杉　一基
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１８号
埼玉県上尾市井戸木２丁目22番地５　サンシティ関口Ｂ―101
債務者　田中　浩一
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２０号
さいたま市北区東大成町１丁目58番地５　スカイコート大宮103
債務者　濱崎　亮輔
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２１号
さいたま市北区東大成町１丁目58番地５　スカイコート大宮103
債務者　濱崎　飛鳥
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６４号
さいたま市中央区八王子３丁目22番22号　ルーチェⅠ―102
債務者　木村加奈子（旧姓石見）
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７７号
埼玉県上尾市大字平塚2113番地36
債務者　二瓶富久子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３０１号
埼玉県東松山市大字東平1670番地９
債務者　吉田　　正
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５４号
京都府南丹市園部町横田５号35番地アーバンＣＩＴＹ21　103号
債務者　田中スマヱ
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第１９４９号
大阪市平野区長吉出戸７―９―37―103、住民票上の住所奈良県五條市野原中１丁目８番３号
債務者　水口　貴章
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３２８号
大阪府門真市大字三ツ島1153番地の７
債務者　永井　勝人
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３５８号
大阪府高槻市南芥川町８―１―618、住民票上の住所大阪府高槻市南平台２丁目14番７号
債務者　中江　　崇
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３８７号
大阪府門真市島頭４丁目３番５号
債務者　入道　四男
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで大阪地方裁判所第６民事部